

65歳以上の皆さまへ 平成27年度から 介護保険料 が 変わります

☎ 高齢福祉課 (☎826-1111 内線2463)

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が、基準額60,000円(月額5,000円)に変更になります。この保険料は、土浦市の平成27年度から平成29年度までの3年間に必要となる介護サービスの給付額を見込み、その一部を65歳以上の方に負担していただくことで算出しています。負担割合は下表のとおりです。

皆さまの介護保険料は、介護保険事業を運営していくための大切な財源となりますので、誰もが安心して

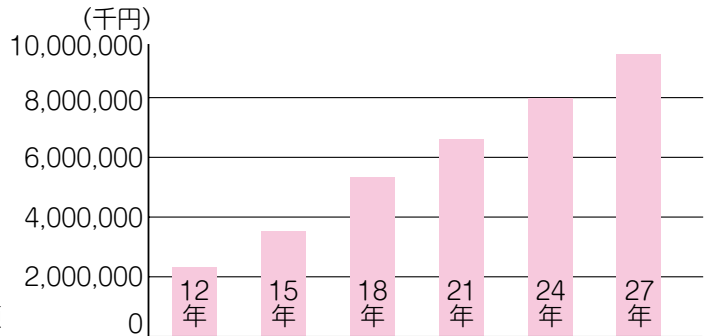
サービスを受けられるよう納付のご協力をお願いします。年金からの差し引きの方には、「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を、納付書または口座振替の方には「介護保険料納入通知書兼領収証書」を7月中旬に郵送する予定です。

なお、災害などの事情で保険料を納めることにお困りの方は、保険料の減免措置を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

■ 介護保険事業費の推移

年度	介護保険事業費 (千円)	負担割合	
		第1号被保険者	
H12	2,320,330	17%	
H15	3,541,480	18%	
H18	5,334,983	19%	
H21	6,603,328	20%	
H24	7,974,944	21%	
H27	※ 9,463,030	22%	

※見込額



■ 65歳以上の方の介護保険料

平成27年度から平成29年度まで				平成24年度から平成26年度		
所得段階	対象者	保険料の調整率	保険料(年額)	所得段階	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計が80万円以下、または老齢福祉年金受給者、もしくは、生活保護を受けている方	基準額 × (0.35) *	(21,000円) *	第1段階	基準額 × 0.4	22,800円
				第2段階	基準額 × 0.4	22,800円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.75	45,000円	第3段階	基準額 × 0.75	42,700円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が120万円超の方	基準額 × 0.75	45,000円			
第4段階	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で、前年の合計所得金額と課税対象となる年金の収入額の合計額が80万円以下の方	基準額 × 0.9	54,000円	第4段階	基準額 × 0.9	51,300円
第5段階	同じ世帯の中に市町村民税が課税されている方がいるが、本人は市町村民税が非課税で第4段階以外の方	基準額 × 1.0	60,000円	第5段階	基準額 × 1.0	57,000円
第6段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得が120万円未満の方	基準額 × 1.15	69,000円	第6段階	基準額 × 1.15	65,500円
第7段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得が120万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.25	75,000円	第7段階	基準額 × 1.25	71,200円
第8段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得が190万円以上290万円未満の方	基準額 × 1.5	90,000円	第8段階	基準額 × 1.5	85,500円
第9段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得が290万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.6	96,000円			
第10段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得が400万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.7	102,000円			
第11段階	市町村民税が課税されている方で、前年の合計所得が500万円以上の方	基準額 × 1.8	108,000円	第9段階	基準額 × 1.8	102,600円

※低所得者への介護保険料の軽減が予定されているため、第1段階の「保険料の調整率」および「保険料(年額)」は軽減予定の率・額を記載しています。